

16 環境省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成 18 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、施策を対象に実績評価方式による評価、成果重視事業を対象に事業評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 個々の研究開発、個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価が行われている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注) 評価書は、環境省ホームページで公表されている。<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

施策名「地球温暖化対策の推進」等 9 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、8 件(88.9%)である。

イ 今後の課題

目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組のより一層の推進が望まれる。

また、目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったかについての十分な原因分析を行うことが求められる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成 18 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画等において、環境省の政策全体の進ちょく状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的に事後評価を行うこととされている。また、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制を対象として事前評価を行うこととされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-16-①のとおり、環境省の行う政策のすべてを対象として実績評価方式による評価(成果重視事業においては事業評価方式による事後評価)が行われている。

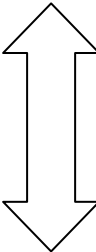
(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制について、事業評価方式による事前評価が行われている。

個々の研究開発については、平成15年度に7件の事業評価方式による事前評価が行われたが、それ以降は対象となる事業がないため行われていない。

図表Ⅱ－16－①

環境省における政策評価の取組

評価対象政策			事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル		<事業評価方式> 対象：環境省のすべての規制の新設（法律の制定・改正による新たな規制枠組の構築） 実施状況： 平成 14 年 10 月 1 件 15 年 5 月 3 件 16 年 6 月 5 件 17 年 7 月 14 件 18 年 7 月 17 件 19 年 2 月 4 件 19 年 3 月 6 件	<実績評価方式> 対象：環境省のすべての政策 実施状況：平成 14 年 10 月 48 件 15 年 8 月 48 件 16 年 8 月 48 件 17 年 8 月 47 件 18 年 8 月 42 件 19 年 8 月 9 件 20 年 8 月 9 件 対象：成果重視事業（モデル事業） 実施状況：平成 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 3 件 <事業評価方式> 対象：成果重視事業 実施状況：平成 20 年 8 月 2 件
	義務付け 4 分野の政策	研究開発	事務事業 レベル	(事前) 対象：評価法施行令第 3 条に定める政策 実施状況：平成 15 年 8 月 7 件
公共事業		事務事業 レベル	(事前) 対象：評価法施行令第 3 条に定める政策 実施状況： 平成 15 年 1～11 月 60 件 16 年 1～10 月 60 件 17 年 3～8 月 23 件 18 年 2～12 月 39 件 19 年 3～10 月 3 件 20 年 3～7 月 23 件	
援助 政府 開発		事務事業 レベル	(事前) 対象：評価法施行令第 3 条に定める政策 実施状況：－	
規制		事務事業 レベル	(事前) 対象：評価法施行令第 3 条に定める政策 実施状況： 平成 19 年 10 月 3 件 20 年 3 月 3 件 20 年 9 月 1 件 20 年 10 月 3 件	
<特徴> 環境省では、同省のすべての政策について、目的と手段との関係を明確にし、施策レベルで事後評価を行うこととしており、その際、必要に応じて事務事業レベルの評価を行うとしているが、現在のところ評価はされていない。				

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価

は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の公共事業の評価についてはⅠ－２－２、規制の政策評価についてはⅠ－２－４参照）。

ア 現状

（審査の対象）

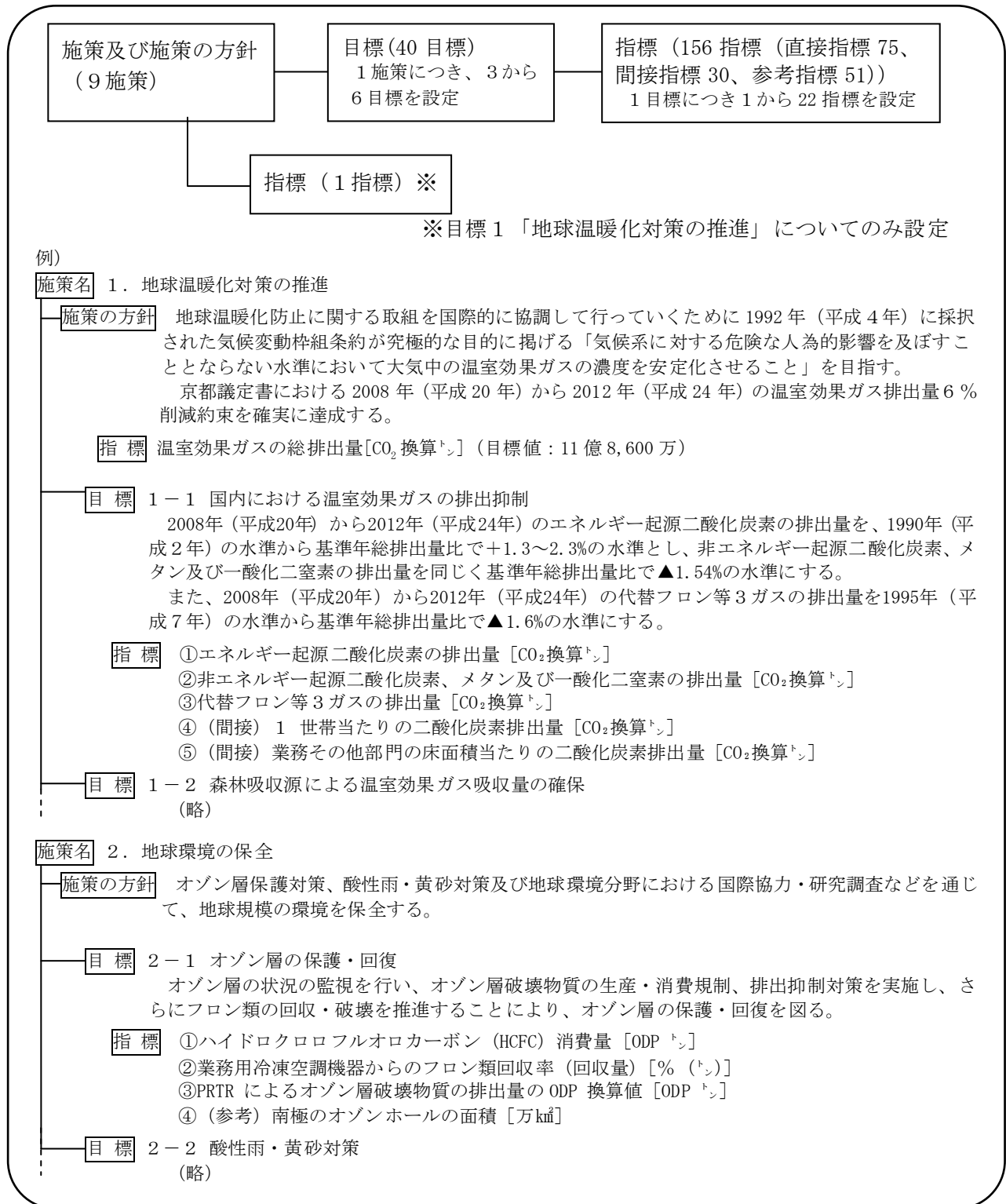
実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 9 件を審査の対象とした。

（評価の設計）

環境省の行う政策は 9 施策に分類され、実績評価方式による評価の対象となる施策の下には複数の目標が設定されている。目標の具体的な達成状況については、目標の達成やその進ちよく状況が直接的に判断できる又は影響を及ぼす「直接指標」、目標の達成やその進ちよく状況が間接的に判断できる又は影響を及ぼす「間接指標」、そして目標の達成やその進ちよく状況を示すとは言い難いが参考になると考えられる「参考指標」を設定し、これらの測定結果により目標の達成状況を把握しようとしている。ただし、政策「地球温暖化対策等の推進」に関しては、施策にも直接指標が設定されている。審査の対象とした 9 件は、原則として一つの施策の下に 4 目標から 6 目標が設定され、さらに、目標の下に、直接指標、間接指標又は参考指標が 1 指標から 22 指標設定され、合計では 156 指標が設定されているが、指標が設定されていない目標もある。

評価・分析については、平成 19 年度までは「必要性」、「有効性」、「効率性」の 3 項目で構成されていたが、20 年度はこれら 3 項目を総括した目標ごとの全体的な評価結果、及び前年度の政策評価の実施以降に実施された施策にかかわる重要な動き（法案の提出・成立、指針・基準の策定、基礎的調査の実施等）を具体的に記載する「達成の状況」の項目も追加して評価が行われている。

図表Ⅱ－16－② 環境省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 環境省の評価書を基に当省が作成した。

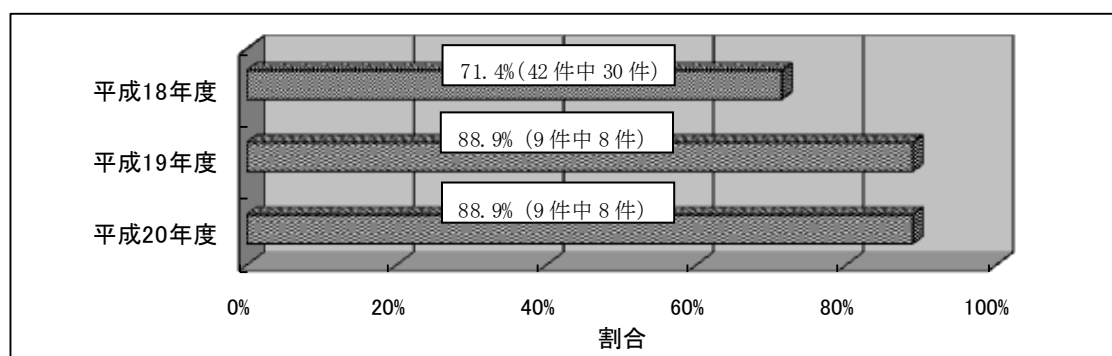
(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－16－③のとおり、88.9%（9件中8件）である。

また、施策を構成している目標レベル（平成18年度までの施策レベルに相当）においては、40件の評価が行われ、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは80.0%（40件中32件）である。

図表Ⅱ－16－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



（注）1 環境省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

（特記事項－取組の工夫がみられる点）

目標の達成状況を測定する指標について、見直しが行われている。例えば、施策名「環境政策の基盤整備（環境基本計画の効果的実施）」においては、平成19年度の当省の指摘に沿って、目標の進ちょく状況をより直接的に示す第三次環境基本計画の総合的環境指標の一部を参考指標として取り入れ、分析に用いている。

（特記事項－取組の工夫が求められる点）

平成20年度の評価において、過去に立てた目標年度に目標を達成しなかったにもかかわらず、その原因分析が行われていない評価がみられた（第3章事Ⅱ参照）。しかし、事後評価は、政策の決定後における政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものであるため、目標年度に目標を達成しなかった施策については、原因分析を行うことが求められる。

実績評価方式による評価においては、目標を達成するために実施する個々の事務事業等が当然に評価・検証の対象となるわけではないという評価方式の特性上、目標の達成度合いが芳しくない場合の原因等の詳細な情報までは必ずしも提供されない。一方、環境省では施策を構成する事務事業（予算事項）を関連する目標ごとに分類し、予算額（動向）、評価結果による予算への反映の方向

（増額、継続、減額、新規及び完了・廃止）及び終期を迎えた予算事項についての分析・検証を記載し、施策と事務事業との関係を明らかにして評価を行っている。よって、この分析・検証を更に有意義なものにするためにも、目標の達成度合いが芳しくない場合は、必要に応じて事業評価方式や総合評価方式を用いることで、施策を構成する個々の事務事業等や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析・検証し、施策に係る問題点を把握するとともにその原因について分析・検証を行うことについて検討することが望まれる。

また、評価・分析を行うに際して平成 20 年度より導入した「達成の状況」の項目について、必要性・有効性・効率性を踏まえて全体的な観点から目標の進捗よく状況を分析する取組は有用である一方、「有効性」の項目との違いが不明確な事例、「有効性」の項目との評価結果が不整合である評価もみられた。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価していくことが基本である。

環境省の評価書において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている施策の割合は 88.9%である。施策を構成する目標レベル（平成 18 年度までの施策レベルに相当）では、80.0%となっている。今後は、引き続き、残りの目標に関し、達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

また、目標年度に目標を達成しなかった施策については、原因分析を行うことが重要であり、目標期間中であっても目標の達成度合いが芳しくない等の問題がある場合は、必要に応じて他の評価方式を活用することも考慮しながら、原因分析を行うことが求められる。さらに、平成 20 年度より追加された「達成の状況」の項目において、「有効性」の項目との違いを意識した総合的な観点からの分析を行うことで、この取組をより効果的にすることが望まれる。